

議案第七号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

第十八条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、港区立芝公園駅自転車駐車場の利用方法は、一時利用とする。

港区立芝公園駅自転車駐車場
東京都港区芝公園二丁目五百十三番四
自転車

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説 明)

芝公園駅自転車駐車場を設置するため、本案を提出いたします。